**那珂川町**

**中小企業・小規模企業**

**振興基本方針**



那珂川町

**目　　次**

**第１章　那珂川町中小企業・小規模企業振興基本方針の策定について**

　１　基本方針策定の目的　　　　　　　　　　　　　　　　　　　1

　２　基本方針の位置づけ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2

　３　基本方針の実施期間　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2

**第２章　那珂川町中小企業・小規模企業振興施策**

　　１　振興施策　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　3

**第３章　具体的な取組**

　　１　経営の改善、経営基盤の強化　　　　　　　　　　　　　　　4

　　２　創業の促進　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　4

　　３　円滑な事業の承継　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　4

　　４　人材育成及び雇用機会の創出　　　　　　　　　　　　　　　4

　　５　資金調達の円滑化　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　5

**第4章　施策の実行体制**

　　１　推進体制　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　６

　　２　進捗管理　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　６

（参考）推進体制イメージ

**第１章　那珂川町中小企業・小規模企業振興基本方針の策定について**

**１．基本方針策定の目的**

　　那珂川町の中小企業・小規模企業は、多様な事業活動や雇用の場の創出を通して、町産業政策の重要で中心的な役割を担い、その役割を果たしてきました。

　　しかし、昨今の急激な人口減少・少子高齢化の進行の影響が、中小企業・小規模企業においても色濃く出ており、経営者の高齢化や事業継承者の不在、インターネットを利用した通信販売利用者の増加、経済活動のグローバル化等、急激な経済環境の変化による厳しい状況の中、事業を継続していく事が困難な状態に陥ることが懸念されます。

　　この様な状況の中、本町の中小企業・小規模企業の安定的な発展のために、それぞれの果たす役割を明確にすることにより、その重要性や認識を共有して、町を挙げて取り組んでいくための施策として「那珂川町中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づく「那珂川町中小企業・小規模企業振興基本方針」（以下基本方針という）を策定するものです。

（基本理念）

第３条　中小企業及び小規模企業の振興は、中小企業者及び小規模企業者による経営の改善及び向上を図るための自主的な努力が促進されることを旨として推進されなければならない。

２　中小企業及び小規模企業の振興は、中小企業者及び小規模企業者の経営資源が可能な限り存続し、事業承継がなされるよう推進されなければならない。

３　中小企業及び小規模企業の振興は、中小企業者及び小規模企業者が供給する原材料、製品及び役務の利用が地域の経済循環を創出し、中小企業及び小規模企業の発展に資することに鑑み、積極的な利用が図られるよう推進されなければならない。

４　中小企業及び小規模企業の振興は、中小企業者及び小規模企業者が多様な事業の分野における特色である事業活動を通じて、地域経済の活性化を促進し、就業の機会を増大させる等地域社会の発展及び地域住民の生活の向上に貢献する重要な存在であるという認識のもとに推進されなければならない。

５　中小企業及び小規模企業の振興は、国及び県の協力を得ながら、町、中小企業者、小規模企業者、中小企業支援団体、金融機関等、大企業者、教育機関等及び町民が、相互に連携を図り推進されなければならない。

６　中小企業及び小規模企業の振興は、豊富な人材、集積された多様な技術、優れた産業基盤、豊かな自然その他の地域資源の持続的な活用が図られるよう推進されなければならない。

７　特に小規模企業の事業の持続的な発展については、小規模企業者の経営資源の活用が図られるとともに、小規模事業者が多様な主体と連携し、及び協働することにより推進されなければならない。

**那珂川町中小企業・小規模企業振興基本条例**

**２．基本方針の位置づけ**

　本基本方針は、「那珂川町中小企業・小規模企業振興基本条例」の第１２条に基づき策定するものです。また、「第２次那珂川町総合振興計画」を上位計画として、本町の中小企業・小規模企業の振興施策を総合的に推進するものです。

那珂川町中小企業・

小規模企業振興基本条例

第２次

那珂川町総合振興計画

那珂川町中小企業・小規模企業振興基本方針

（振興施策）

第１２条　町は、中小企業及び小規模企業の振興を図るため、関係者と供に次に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。

　⑴　経営の改善、経営基盤の強化を促進すること。

　⑵　創業を促進すること。

⑶　円滑な事業の承継を図ること。

　⑷　人材の育成及び雇用機会の創出を促進すること。

　⑸　資金調達の円滑化を図ること。

　⑹　その他中小企業及び小規模企業の振興のため町長が必要と認める事項。

**那珂川町中小企業・小規模企業振興基本条例**

**３　基本方針の計画期間**

本基本方針の計画期間は、２０１９年度から２０２８年度の１０年間とします。

また、計画の進捗状況や社会情勢の変化により、随時見直しを行うこととします。

**第２章　那珂川町中小企業・小規模企業振興施策**

**１．振興施策**

　　那珂川町中小企業・小規模企業振興基本条例第１２条に基づき、那珂川町は５つの基本項目を柱に各種事業を行っていきます。

**（１）経営の改善、経営基盤の強化**

**（２）創業の促進**

**（３）円滑な事業の承継**

**（４）人材育成及び雇用機会の創出**

**（５）資金調達の円滑化**

**振興施策の選定理由**

**(１)　経営の改善、経営基盤の強化**

企業が永続的、発展的に活動を続けるために、両者は最も大切で基本的な事項として選定しました。

**(２)　創業の促進**

　新たな企業の創業を促進することにより、町の活性化、雇用の増大に繋がるものとして選定しました。

**(３)　円滑な事業の承継**

　企業は永続的に活動を続けることが前提です。次の経営者へスムーズに経営移譲ができるようサポートすることが、大切であるとして選定しました。

**(４)　人材育成及び雇用機会の創出**

　就職に対する意識の醸成、就職の機会の創出は、企業にとっても就職を考えている方にも重要な事項として選定しました。

**(５)　資金調達の円滑化**

　企業が活動する上で必要な、運転資金や設備投資への資金調達の円滑化により、活発な活動へ繋がるものとして選定しました。

**第３章　具体的な取組**

**１．経営の改善、経営基盤の強化**

**①経営改善普及事業補助金**

・中小企業・小規模企業の経営支援に密接に関わっている、那珂川町商工会を補助することを通して、継続的に対象企業者へ援助・支援を行っていきます。

**②プレミアム商品券事業**

　　　・那珂川町振興計画に本事業は計画されており、2020年度まで継続的に事業を行い、町内企業での買い物客の増加、定着化に寄与していきます。

**③企業立地奨励金事業**

　　　・3,000万円以上の投資（建物新築・増築、機械等の購入等）があった事業者から申請受付後、審査の上、町の産業振興や雇用の促進に資すると認められた場合、当該物件の固定資産税相当額を５年間交付します。

**２．創業の促進**

**①創業支援事業計画**

　　　・産業競争力強化法第113条第1項の規定に基づく創業支援事業計画の認定を得ており、創業支援事業計画に示された目標を達成するよう、関係機関と連携して創業者の支援に努めます。

**②空き店舗等活用促進事業補助金**

　　　・那珂川町地域資源情報バンクに登録される店舗が増加するよう、那珂川町商工会等の関係団体を通じて働きかけることと併せ、ホームページや広報などの媒体においても制度の周知・利用の呼びかけに努めます。

**③那珂川町中小企業振興資金（創業支援資金）**

　　　・新しく事業を始めようとする事業者の後押しとして、創業時に特化した資金融資制度を町で新たに設け、創業への機運を高めます。

**３．円滑な事業の承継**

**①事業承継支援資金（県事業）**

　　　・国や県でも後押ししている、事業承継に特化した資金を紹介することにより、次世代への円滑な承継が行われるようＰＲに努めます。

**４．人材育成及び雇用機会の創出**

**①人材育成**

　　　・県や関係支援団体が行うセミナーや講演会等を、ホームページなどを通じて宣伝し、就労やスキルアップに繋げるよう努めます。

**②合同就職説明会**

　　　・ハローワークと連携して合同就職説明会を開催し、雇用機会の増加を進めます。

　　　　また、ＰＲ等を通じて就労に対する啓蒙を進めます。また、ＵＩターンの希望者向けのＰＲも行っていきます。

**③雇用促進奨励金**

　　　・企業立地奨励金に該当した事業者が、３名以上の正社員の新規雇用があった場合に、３０万円／人（限度額1,500万円）の奨励金を１回のみ事業者に交付します。

**５．資金調達の円滑化**

**①那珂川町制度融資制度**

　　　・既存の融資制度をＰＲにより、更に浸透させる一方、経済状況に合わせた利率の運用を行うことにより、円滑に資金が調達できるように努めます。

**◎産業競争力強化法**

・アベノミクスの第三の矢である「日本再興戦略」に盛り込まれた施策を確実に実行し、日本経済を再生し、産業競争力を強化することを目的としている。

**◎創業支援事業計画**

・産業競争力強化法第113条第1項の規定に基づく計画。

・市区町村が、地域において創業支援を行う様々な主体のノウハウを活用し、相互に連携して創業を支援する事業計画。

**◎空き店舗等活用促進事業補助金**

**・事業対象者となる要件**

①空き店舗に自ら出店し、当該出店に係る事業を2年以上継続すること

②市町村の徴収金を滞納していないこと

③小売業、一般飲食業、サービス業、事務所などの職種。(風俗営業関係除く)

**・対象経費及び補助金額**

　　①空き店舗の改修・改装工事及び付帯設備に要する費用の2分の1以内

②費用は備品経費を除いた額で、30万円以上

③補助金限度額は、空き店舗1物件につき50万円

**◎那珂川町中小企業振興資金（創業支援資金）**

・対象要件：町内での創業予定者又は町内で創業から３年未満の者の内、以下のいずれかに該当する者

①那珂川町創業支援計画に位置づけられた特定創業支援事業を修了した者。

②那珂川町地域資源情報バンクに掲載された物件を取得又は賃借し、活用して事業

を行おうとする者又は行っている者。

③従前から事業を営み、新たな分野での事業を開始する者又は開始した者。等

**用語解説**

（前葉の続き）

・融資条件：

①融資限度額は、１者につき５００万円以内

②融資期間は、７年以内

③据置期間は、６箇月

**◎ＵＩターン**

・Ｕターン　地方から都市部へ移住した者が、再び地方の生まれ故郷に戻ること。

　　・Ｉターン　出身地とは別の地方に移り住む、特に都市部から田舎に移り住むこと。

**第４章　施策の実行体制**

**１．推進体制**

　　那珂川町中小企業・小規模企業振興基本条例では、役割について、町、中小企業者、中小企業支援団体、金融機関、大企業、教育機関及び町民のそれぞれの役割について示しています。基本的には、中小企業者の経営の改善及び自主的な努力がベースとなって、関係者がそれぞれの役割を連携して果たすことにより、目標達成を目指します。

**（１）町の役割**

　　　・基本理念に沿って振興施策を総合的かつ計画的に策定し実施します。

　　　・工事の発注や物品及び役務の調達等にあたり、予算の範囲内で中小企業者等の

　　　受注が増えるよう努力します。

**（２）中小企業者及び小規模企業者の役割**

　　　・自主的に経営の改善や向上、人材育成に取り組み、地域への貢献に努めるものとします。

　　　・地域の雇用を支える担い手として、積極的な雇用機会を設け、従業員の労働環境の整備及び向上に努めます。

**（３）中小企業支援団体の役割**

　　　・経営改善及び向上のための支援に主体的に取組み、経営基盤の安定化の手助けに努めます。

　　　・町の実施する振興策に連携して取り組むよう努めます。

**（４）金融機関の役割**

　　　・円滑な資金調達への支援や経営の改善及び向上に協力するよう努めます。

**（５）大企業の役割**

　　　・中小企業及び小規模企業との連携を図り、中小企業者及び小規模企業者が持続的に発展できるよう努めます。

**（６）教育機関等の役割**

　　　・教育を通じて勤労及び職業に対する啓発に努めます。

　　　・知識や技術等を活用し、人材の育成などの協力に努めます。

**（７）町民の役割**

　　　・中小企業等の供給する製品や役務の提供の利用を通して、振興に努めます。

**２．進捗管理**

　　本施策の推進するために、関係団体等による進捗管理を年１回開催いたします。

　　また、検証や施策の効果なども確認し、適切に見直しを行います。

（参考）

**＜推進体制イメージ＞**

※那珂川町中小企業・小規模企業振興基本条例に基づき図式化したもの

中小企業支援団体

第６条

・経営改善及び向上の支援

・町振興策と連携

町

第４条

・振興施策策定、実施

・予算の範囲内で、受注機会増加の努力

金融機関

第７条

・円滑な資金調達支援

・経営改善及び向上の協力

中小企業

第５条

・自主的な経営改善、人材育成、地域貢献

・雇用機会の増、労働環境整備及び向上

町民

第１０条

・製品や役務の提供の利用

大企業

第８条

・中小企業等との連携、持続的な発展に協力

教育機関等

第９条

・勤労及び職業の啓発

・人材の育成



作成年月　２０１９年３月作成

発　　行　那珂川町　商工観光課

〒３２４－０６９２

栃木県那須郡那珂川町馬頭５５５番地